

# 中央大学学友会理工連盟委員会ネットワーク管理運用基準

## 第一条（目的）

本基準は、中央大学理工連盟委員会ネットワーク管理規定（以下「情報システム管理規定」という）第八条に基づき、中央大学学友会理工連盟委員会ネットワーク（以下「理工連盟ネットワーク」という）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第二条（設備管理）

理工連盟ネットワークの円滑かつ健全な管理及び運用を行う為、以下に各号の管理者を置く。これらは理工連盟ネットワークプロジェクト委員会（以下「本委員会」という）の委員から選出する。

1. 管理責任者
2. 管理担当者

## 第三条（管理責任者）

1. 管理責任者は本委員会の委員長によって指名され、本委員会の承諾を得て決定される。任期は年度単位とし、他の役職との兼任並びに再任を認める。
2. 管理責任者は、理工連盟ネットワークの運用・管理に関わるすべての権限並びに責任を持つ。
3. 本委員会は任期中の管理責任者が不適任と判断した場合、解任することができる。解任した場合には本委員会委員長は直ちに後任者を指名しなければならない。ただし後任者の任期は前任者の残任期間とする。
4. 管理責任者は本委員会に対し理工連盟ネットワークに関する定期報告を行わなければならない。また、異常が発生した場合には直ちに本委員会に報告をしなければならない。

## 第四条（管理担当者）

管理責任者の補佐をする者を管理担当者と称し、管理責任者によって任命される。任期は年度単位とし、管理責任者以外の役職との兼任並びに再任を認める。

## 第五条（遵守事項）

本委員会委員は、以下に掲げる全項を自ら遵守し、かつ理工連盟ネットワーク利用者並びに利用部会にこれらを遵守させる責任を持つ。

1. 一般的遵守事項
  1. 市民社会及び大学生活で一般に要求される倫理的及び法的な規範を遵守しなければならない。
  2. ネットワークを利用する各組織及びニュースグループ等の規約等を遵守しなければならない。
  3. プログラムその他のコンピュータ・ソフトウェアは知的財産権によって保護されていることを認識し、その取り扱いに関しては常に慎重に配慮しなければならない。
  4. 他人を誹謗中傷する内容のファイル等を作成または送信してはならない。  
大学人としての品位を欠くような内容のファイル等を作成または送受信してはならない。
2. 目的外の利用禁止に関する事項
  1. 営利を目的としてネットワークを利用してはならない。
3. 知的財産権の保護に関する遵守事項
  1. 知的財産権によって保護されているプログラムその他のソフトウェアを、使用許諾権の範囲を超えて複製、修正または配布してはならない。また、そのようなことを試みてはならない。
  2. 前号の行為を行う手段を他人に提供してはならない。
4. セキュリティに関する遵守事項
  1. 他人のアカウント及びパスワードを不正に入手、所有または使用してはならない。また、そのようなことを試みてはならない。

2. 自己のアカウント及びパスワードを不正に他人に提供しまたは利用させてはならない。
  3. 正当な権限無しに、他人及びシステム内部のデータその他の情報を入手してはならない。また、そのようなことを試みてはならない。
  4. 通信の秘密を侵害してはならない。
  5. 上述の各号の行為を行う手段を、他人に提供してはならない。
5. システムの機能維持に関する遵守事項
1. 正当な権限無しに、ネットワークに関わる設置機器の配線及び周辺機器の接続構成を変更してはならない。またそのようなことを試みてはならない。
  2. 正当な権限無しに、ネットワークのソフトウェアの構成を変更してはならない。また、そのようなことを試みてはならない。
  3. ネットワークの正常な機能を損なうような、いかなる種類のソフトウェアも導入してはならない。また、そのようなことを試みてはならない。
  4. ネットワーク上に、システムの正常な機能を損なうような数量のファイル等を送受信してはならない。

#### 第六条（支援）

本委員会委員長及び理工連盟常任委員は、第四条の管理責任者及び管理担当者を支援し、業務遂行に協力するものとする。

#### 第七条（教育・研修）

理工連盟ネットワークの円滑な管理及び運用に資する為、管理責任者は後継者育成を目的とした教育・研修を行わなければならない。

#### 第八条（監査）

本委員会が運営する情報ネットワークに関する監査については情報システム管理規定の定める所による。

#### 第九条（例規への委任）

本基準の定めるものの他、理工連盟ネットワークの利用に関する必要事項は例規を以って別に定める。

#### 第十条（接続）

本委員会は理工連盟ネットワークの下にサブネットの新たな接続を禁止する。

#### 第十一条（基準の改廃）

本基準の改廃は理工連盟常任委員会の承認を必要とする。

#### 附則

本基準は1997年5月13日より施行する。